

り パートナーシップ構築宣言を Q 作成・公表しませんか



パートナーシップ構築宣言とは

企業規模の大小・業種に関わらず、企業が「発注者」の立場で、取引先との共存共栄の関係構築に取り組むことを宣言する国の制度です。(「発注者」としての取引行為の範囲は広く、社内の清掃委託や設備管理委託なども対象になります。)

どのように宣言する?

宣言は、企業が「パートナーシップ構築宣言ポータルサイト」で、次の事項に重 点的に取り組む旨の宣言文を掲載・公表して行います。

- (I) サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携 (オープンイノベーション、IT実装、グリーン化等)
- (2) 親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行(下請中小企業振興法に基づく「振興基準」)の遵守、特に取引適正化の下記の重点5分野)
 - ① 価格決定方法、② 型管理の適正化※、③ 現金払の原則の徹底、
 - ④ 知財・ノウハウの保護、⑤ 働き方改革に伴うしわ寄せ防止
 - ※部品製造に必要な金型の管理コストが、不適切な形で下請企業に押し付けられることを是正するもの (型取引を行っていない事業者は宣言不要)

パートナーシップ構築宣言ポータルサイト: https://www.biz-partnership.jp

宣言のポータルサイトでの登録方法

簡単!

- ・ポータルサイトからひな型をダウンロードして 宣言文(ひな型が用意されています)を作成し、 完成した宣言文をPDF形式で ポータルサイト 上にアップロードし、必須項目を入力して登録。
- ・登録後、3日程度でポータルサイト上に宣言文 が公表されます。



宣言のメリットは?

- (I)宣言企業はロゴマークを使用でき、名刺などに掲載して取組をPRできます。
- (2)国の補助金における採択審査で加点措置が受けられます。

「ものづくり等補助金」、「事業再構築補助金」、「省エネ補助金」など 。

※加点される補助制度はポータルサイトで公表されており、順次追加される予定です。

問い合わせ先

「宣言」の内容について

未来を拓くパートナーシップ構築推進 会議事務局

- ○内閣府政策統括官付参事官(産業・雇用担当)付03-6257-1540
- 〇中小企業庁企画課 03-3501-1765

「宣言」の提出・掲載について

O(公財)全国中小企業振興機関協会 03-5541-6688

提出先URL:<u>https://www.biz-partnership.jp</u>



本チラシについて

高知県商工労働部商工政策課